

京都市告示第182号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年7月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
白川疏水通	左京区北白川小倉町110番地の5地先から 同町110番地地先まで	旧	メートル 34.50	メートル 4.35 ~ 9.00
		新	34.50	4.00 ~ 9.50

(建設局土木管理部道路明示課)